

森永製菓グループ パーム油調達ガイドライン

パーム油は加工食品や洗剤等幅広い製品に使用されている一方、生産地における環境破壊や人権問題が社会課題となっています。森永製菓グループでは、「森永製菓グループ調達方針」に沿って、サプライヤーとともに社会・環境・人権に配慮したパーム油の調達活動に取り組んでまいります。

1. 対象範囲

森永製菓グループ製品で使用する油脂原料に含まれるパーム油およびパーム核油

2. 方向性と取り組み

森永製菓グループでは、RSPO が定める原則と基準を尊重し、サプライヤーと協働しながら、以下の条件を満たす持続可能なパーム油を、優先的に調達します。

- ・ パーム油生産国および地域の法令・規則が遵守されている。
- ・ 品質・安全性が確保されている。
- ・ トレーサビリティを含む透明性が確保され、公正かつ公平に取引されている。
- ・ 「国連グローバル・コンパクト」の 10 原則、国連「ビジネスと人権の指導原則」等、国際的な人権に関する考え方に基づき、人権の尊重(児童労働・強制労働・人身取引の監視・撤廃等)、労働環境・安全衛生に配慮している。
- ・ 保護価値の高い地域や泥炭湿地林などの伐採や火入れ等を行わない、責任ある新規農園開発がされている。
- ・ 土地の利用や所有に関して、先住民または現地住民の権利および意向を尊重し(FPIC※の原則に基づく)、健康と安全に配慮している。
※FPIC= Free Prior Informed Consent
- ・ 環境保全(森林伐採及び CO₂ 排出量の削減等)や、生物多様性・生態系保全など、地球環境に配慮している。
- ・ 生産者および搾油工場により影響を受ける従業員や個人、地域社会へ責任ある対応をしている。

- ・ 持続可能なパーム油の調達に向け、サプライヤーに本ガイドラインの共有・周知を徹底し、問題があった場合は適切に対応します。
- ・ 本ガイドラインは定期的に内容の見直しを図っていきます。
- ・ 持続可能なパーム油の取り組みについて毎年報告します。

制定 2022 年 6 月